

入札参加希望業者からの質問と回答

(入札案件名：過労死等調査研究センターのパソコン端末及びUPS装置の賃貸借)

平成27年7月28日 版

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 経理第2係

問1 仕様書に掲記した内容の機種で入札に参加した場合、入札公告の2の(5)に規定する製品に関する資料の提出は必要であるか。

(答) この場合も、資料のご提出が必要です。

問2 仕様書の2の(2)の③に記載のソフトウェア：Office 2013 Home & Businessは、メーカーにてプレインストールされPC本体に登載されてくるが、納品時にはマイクロソフト社の認証済みの状態で提供すべきものか。

(答) マイクロソフト社の認証済みの状態でのご提供をお願いします。

問3 OS：Windows 7の開封処理は業者側で行うのか。

(答) 「開封処理」が「Windows 7を搭載してくる」という意味でしたら、行っていただきます。

問4 コンピューター名やネットワーク接続等の設定は業者側で行うのか。

(答) コンピューター名やネットワーク接続等の設定は当方で行いますので、仕様には含まれません。

問5 (1) 機器の組み立ては業者側でどの程度までを行うべきか。

(答) 箱から機器を開封して、モニタ、キーボード、マウスを接続すること。もし、DVDドライブや必要なボード類などが未組み付けの状態であるなら、当然組み付けてください。

(2) 当該組み立てを行う日時如何。

(答) 平日の日中(9時～17時)に行っていただきます。

(3) 機器の組み立て・設置を行う対象場所の箇所数如何。

(答) 2か所(管理棟2階・過労死等調査研究センター執務室及び研究本館5階・510号室)となります。

(4) 機器の搬入に際しては、研究所の建物の何階になるか。また、地上階以外の場合、エレベーター設備はあるか。

(答) 上述のとおり2階と5階であり、いずれも機器類の搬入に利用できるエレベーターが

あります。

(5) 機器の組み立て時に、現在使用している機器類の解体・搬出作業等は必要であるか。

(答) 当該作業は発生しません。

問6 入札書に記載する金額は、リース期間における総額(税別)ということでしょうか。

(答) 貴見のとおり、リース期間における総額となります。

また、入札書様式にも表記のあるとおり、税別ではなく税込の額を記載してください。

問7 (1) 入札額算出に当たり、賃貸借期間を確定する必要があるところ、平成27年9月8日が納入期限であるので、平成27年9月9日を契約始期としてよいでしょうか。

(答) たとえば納品を9月8日に実施する予定である場合、契約始期は納入予定日と同日(9月8日)として金額を算定して下さい。

(2) 契約始期が9月1日ではない場合、平成27年9月度の費用は日割り計算とするという解釈でよいでしょうか。

(答) 問6のとおり、入札額はリース期間における総額となりますので、このような場合、貴社において日割り計算による請求が実施可能であれば、契約始期(納入予定日)から9月末日までの日数による日割り計算で算定して差し支えありません。

問8 契約後の支払い条件如何。

(答) 「契約金の支払いは月払いとし、甲方(当研究所)が暦月ごとの使用を終了した後、当該期間分についての乙方(落札業者)からの適法な請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。」

問9 事前に契約書(案)を確認できるか。

(答) 添付pdfのとおりを予定しておりますが、案につき内容の変更はあり得ます。

問10 仕様書の2の(3)の⑤:リース満了時の措置について、データ消去は機器撤去後に当社のヤードにおいて実施することでしょうか。

(答) データ消去は貴社ヤードにおいての実施で差し支えありません。なお、実施場所の如何を問わず、データ消去を実施したことを示す何らかの書類(様式の指定はありません)の発行をお願いいたします。

以上

(案)
契 約 書

独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長 小川 康恭(以下「甲」という。)と〇〇
〇〇株式会社代表取締役 〇〇 〇〇(以下「乙」という。)は、双方対等な立場において、
過労死等調査研究センターのパソコン端末及びUPS装置の賃貸借について、下記のとおり
契約を締結する。

記

(契約の目的)

第 1 条 乙は、甲の過労死等調査研究センターのパソコン端末及びUPS装置の賃貸借
として本契約書別紙に掲げる機器類(以下「機器類」という。)を甲の使用に供するも
のとする。

(契約期間)

第 2 条 契約期間は、平成27年9月8日(※予定)から平成30年3月31日までとする。

(契約金額)

第 3 条 契約金額は、次のとおりとする。

総	額	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	(消費税額8% を含む)
月	額	〇〇〇, 〇〇〇円	(消費税額8% を含む)
		〔ただし平成27年9月分 は〇〇〇, 〇〇〇円〕	

(契約保証金)

第 4 条 契約保証金は免除する。

(支払方法)

第 5 条 契約金の支払いは月払いとし、甲が暦月ごとの使用を終了した後、当該期間分
についての乙からの適法な請求書を受領した日から30日以内に乙に支払うものとす
る。

(遅延利息)

第 6 条 甲が、自己の責に帰すべき事由により前条の期間内に対価を支払わないとき
は、当該支払到来の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に
対して年3.0%の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければなら
ない。

ただし、その約定の支払期日までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない
理由による場合は、当該理由の継続する期間を遅延利息の支払日数に計算しない
ものとする。

(契約履行場所)

第 7 条 契約履行場所は次のとおりとする。

神奈川県川崎市多摩区長尾6丁目21番1号

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

管理棟2階 過労死等調査研究センター 及び 研究本館5階510号室

(善管注意義務)

第 8 条 甲はあらかじめ乙が確認した機器類の設置場所の環境条件を保持するとともに、
善良な管理者の注意をもって機器類を管理するものとする。

(違約金等)

第 9 条 甲は、乙が本契約を確実に履行しない場合又は第12条及び第13条に違反した
場合は、いつでも本契約を解除することができる。その場合、乙は違約金として契
約金額の100分の10に相当する金額を甲に納付するものとする。ただし、甲は違
約金の徴収にあたり、その理由が天災地変、その他正当な理由に基づくものと認め

たときは、これは免除するものとする。

- 1 乙は、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲の算定するところに従い損害額を賠償するものとする。

(損害賠償)

第 10 条 乙は本契約履行に際し、甲及び甲の職員並びに第三者の身体及び財産に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

ただし、損害の発生が天災地変、その他不可抗力に起因する場合、若しくは乙の責に帰すべからざる事由に起因する場合はこの限りではない。

(機密保持)

第 11 条 乙又はその使用者は、本契約で知り得た甲の業務に関する一切の事項を第三者に漏洩し、又は他の目的に使用してはならない。

(権利義務の譲渡)

第 12 条 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は委任してはならない。

ただし、書面による甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(機器類の返還)

第 13 条 甲は、賃貸借期間の満了又は契約の解除によって機器類を乙に返還する場合には、機器類を原状に復して返還するものとする。

(瑕疵担保)

第 14 条 甲は、機器類に隠れた瑕疵があるときは、乙に対し当該瑕疵の補修を請求することができる。ただし当該瑕疵が補修することのできないものであるときは、乙は代替機器類を甲に提供するものとする。

2 甲は、前項の瑕疵により損害を受けたときには、乙にその賠償を請求することができる。

3 前2項の規定による瑕疵の補修又は損害賠償の請求は、当該瑕疵を知った日から起算して1年以内に行わなければならない。

(料金改定)

第 15 条 本契約の有効期間中において、法令の制定、物価の変動、その他経済事情の変化により賃貸借料金を改定する必要がある場合、乙は料金改定の1か月前までに文書により料金の改定を甲に通知し、甲乙協議のうえ新料金を決定することができる。

(一括再委託等の禁止)

第 16 条 乙は、業務のすべてを一括して第三者に委託してはならない。ただし、この一部を第三者に委託(以下「再委託」という。)しようとする場合は、あらかじめ再委託先の住所、氏名、再委託を行う事業の範囲、再委託の必要性及び金額が記載された書面(以下「再委託に関する書面」という。)を提出し、甲の承認を得なければならない。

ニ 乙は、前項による再委託の相手方の変更等を行う必要がある場合も、前項と同様に再委託に関する書面を甲に提出し、甲による承認を得なければならない。

三 乙は、再委託した事業に伴う再委託の相手方の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

四 乙は、甲が契約の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

五 乙は、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託(以下「再々委託」という。)が行われるときは、あらかじめ再々委託先の住所、氏名、再々委託を行う業務の範囲が記載された書面を甲に提出しなければならない。また、乙は同書面の内容を変更する必要がある場合にも、書面による変更届を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(協議事項)

第 17 条 本契約条項に疑義があるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙

- 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の3若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第3条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成27年8月 日

甲 東京都清瀬市梅園1丁目4番6号
独立行政法人労働安全衛生総合研究所
理 事 長 小 川 康 恭

乙 ○○○○○○○○丁目○○番○○号
○○○○株式会社
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

PC 端末及び UPS 装置の仕様書

1. 台数及び賃貸借の期間

- ・台数：以下「2. 構成」に示すスペックに準ずる PC 端末及び UPS 装置を各 10 台
- ・期間：平成 27 年 9 月中（予定）～平成 30 年 3 月 31 日

2. 構成

（注：下記構成にある製造者名・製品名は、現時点で当研究所においてリースしている機器を例示的に示したものであり、同等品であれば製造者・製品名の如何は問いません。）

(1) PC 本体及び周辺機器

- ① DELL OptiPlex 9020 スモールフォームファクタ スタンダード電源ユニット用
- ② インテル 内蔵グラフィックス
- ③ 500GB 3.5 インチ SATA HDD (7200 回転)
- ④ DELL KB212-B USB エントリー ビジネス・キーボード (日本語)
- ⑤ DELL MS111 USB オプティカル・マウス
- ⑥ 電源ケーブル (2 メートル)
- ⑦ DELL ビジネス・オーディオ・スピーカー内臓
- ⑧ ワイヤレス LAN なし (有線 LAN ポートのみ)
- ⑨ インテル コア i3-4160 (デュアルコア 3.6GHz 3MB w/HD4400 グラフィックス)
- ⑩ メインメモリ 8GB (4GB×2) 1600MHz DDR3 非-ECC
- ⑪ 内蔵型 DVD スーパーマルチ・ドライブ (スリムライン)
- ⑫ DELL Professional P2314H 23 インチ ワイドモニター (LED バックライト採用)

(2) ソフトウェア

- ① Anti-Virus ソフトウェアなし (研究所の SE により別途対応のため)
- ② Windows 7 Professional 64 ビット (日本語)
- ③ Office 2013 Home and Business ソフトウェア (日本語)

(3) その他

- ① 1～3 年目パーツ保証
- ② 通常業務時間内電話対応サポート
- ③ 3 年間翌営業日対応オンサイト保守サービス
- ④ 搬入時は組み立てと搬入材の処分を行うこと
- ⑤ リース満了時はデータ消去及び機器の撤去を行うこと

(4) UPS 装置

- ・オムロン BY35S

談合等の不正行為に関する特約条項

発注者 独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長 小川 康恭（以下「甲」という。）
及び受注者 ○○○○株式会社代表取締役社長 ○○ ○○（以下「乙」という。）が平成
27年8月 日付けで締結した「過労死等調査研究センターのパソコン端末及びUPS
装置の賃貸借」に関する契約（以下「本契約」という。）について、談合等の不正行為に
関し、次の特約条項の締結を行うものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第1条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部
を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、
その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関
する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法
第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）
の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3に
おいて読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったと
き、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じ
ない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは同法第
198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起され
たとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第2
1項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出し
なければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第2条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一
部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基
づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、
変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに
支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の
2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定
による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による
当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

協議のうえ決定するものとする。

(特約条項)

第 18 条 甲及び乙は、この契約のほか、次の各号に定める特約条項を締結する。

- (1) 談合等の不正行為に係る解除
- (2) 談合等の不正行為に係る違約金
- (3) 違約金に関する遅延利息

2 前項各号に規定する特約条項は、別添に定めるとおりとする。

(補則)

第 19 条 本契約により発生する権利のうち、甲より提出された仕様等方策に関する権利は、甲に所属するものとする。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を所有するものとする。

平成27年8月 日

甲 東京都清瀬市梅園1丁目4番6号
独立行政法人労働安全衛生総合研究所
理 事 長 小 川 康 恭

乙 ○○○○○○○○○丁目○○番○○号
○○○○株式会社
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○